

○白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年9月28日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年白岡町条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(条例第3条第3項第3号の規則で定める施設)

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

(条例第3条第3項第6号の規則で定める医療費支給事業)

第8条 条例第3条第3項第6号に規定する規則で定める医療費支給事業は、白岡市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年白岡町条例第19号）に基づく事業とする。

(令4規則15・一部改正)

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3のとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第4のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がない

もの

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5のとおりとする。

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。条例第8条第2項の規定により申請する場合は、対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる所得とする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父から、又は同号に規定する父の場合にあつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。）

(3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同号に規定する母の場合にあつてその監護する児童の父から、又は同号に規定する父の場合にあつてその監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育

費所得は、前号に規定する父又は母の所得とみなす。

(令3規則12・一部改正)

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する

特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額及び同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母を除く。） 27万円

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 35万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

（令3規則12・一部改正）

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定す

る同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（次号の適用がある養育者を除く。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3に定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（第9条各号に掲げる児童の養育者に限る。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4に定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5に定める額以上であるとき。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支

給されたひとり親家庭等医療費

(令4規則15・一部改正)

(条例第5条の受給者証の交付申請)

第13条 条例第5条の規定による申請は、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)に、条例第3条第1項の対象者に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。この場合において、条例第4条に規定する配偶者及び扶養義務者がいる場合は、その者に係る第5号及び第6号の書類を添えて条例第5条の規定による申請を行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) 様式第2号のひとり親家庭等認定調書
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本(養育者の場合)
- (5) 世帯全員の住民票の写し
- (6) 前年(1～6月に申請する者にあつては前々年)の所得の状況を証する書類
- (7) 様式第2号の2の養育費申告書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。)が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第7号までの書類の添付を省略することができる。

3 白岡市長(以下「市長」という。)は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき(条例第4条の規定に該当するときを除く。)は、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳に記載して、様

式第3号のひとり親家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、様式第4号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書により通知するものとする。

5 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、様式第4号の2のひとり親家庭等医療費支給停止通知書（以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

6 市長は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品及び新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であって、その形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。以下「後発医薬品」という。）の使用を促進するため、条例第3条の対象者の承諾を得られた場合は、第3項に規定する受給者証の表面に、後発医薬品を希望する旨の文言を記載することができる。

（令4規則15・一部改正）

（受給者証の有効期間）

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうち早い方の日までとし、1月1日に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

(1) 対象者等に異動があった後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に条例第5条第1項の申請をしたときは、異動があった日

(2) 対象者が他市町村(特別区を含む。)から転入後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に条例第5条第1項の申請をしたときは、転入日

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日

(受給者証の返還)

第15条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第5号のひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書により市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(条例第7条の支給の方法)

第17条 医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所若しくは薬局等に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払った額について、様式第6号のひとり親家庭等医療費支給申請書により市長に申請

しなければならない。

(現物給付)

第18条 市は、条例第7条第2項の規定により現物給付を実施した医療機関等から、国民健康保険分及び国民健康保険組合分については埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を経由して、被用者保険分については社会保険診療報酬支払基金埼玉支部（以下「支払基金」という。）を経由して、ひとり親家庭等医療費の請求があった場合には、連合会又は支払基金を経由して、当該請求に係るひとり親家庭等医療費を医療機関等に支払うものとする。

2 前項の支払は、連合会及び支払基金が医療機関に別途行う通知において指定する日に行うものとする。

(令4規則15・追加)

(支給決定の通知)

第19条 市長は、第17条の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、様式第7号のひとり親家庭等医療費支給台帳に記載し、様式第8号のひとり親家庭等医療費支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

(令4規則15・旧第18条繰下・一部改正)

(条例第8条の規則で定める届出)

第20条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、様式第9号のひとり親家庭等医療費受給者変更（消滅）届に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、様式第1号のひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）に住民票、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（未届出がある場合は、未届出年のすべての所得を含む。）の状況を証する書類を添えて、毎年11月1日から11月30日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(令4規則15・旧第19条繰下)

(受給者証の更新、支給停止の通知等)

第21条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合（前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条の規定に該当しないと決定したときは、受給者証を交付し、また、同条の規定により対象者としないと決定したときは、支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたときは、様式第10号のひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(令4規則15・旧第20条繰下)

(添付書類の省略)

第22条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(令4規則15・旧第21条繰下)

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年8月31日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第3の規定は、平成5年8月1日から適用する。

附 則（平成5年9月17日規則第31号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年4月20日規則第14号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年8月4日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第3、別表第4及び別

表第5の規定は、平成6年8月1日から適用する。

附 則（平成6年10月5日規則第22号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則及び白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月分以後の医療費の支給から適用し、同月分前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成7年8月2日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、平成7年8月1日から適用する。

附 則（平成8年8月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月28日規則第22号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則、白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則、白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則及び白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年8月5日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成9年8月1日から適用する。

附 則（平成9年8月29日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則、白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則及び白岡町ひとり親家庭等

の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月19日規則第15号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則第2条第3号の規定並びに改正後の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第2条第3号及び第3条第2項第3号の規定並びに改正後の白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則第2条第3号、第3条第1項及び第7条第3号の規定並びに改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第6条第5号及び第13条第1項第1号の規定は、平成10年1月1日から適用し、改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第7条第1号の規定は平成10年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の白岡町乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定、改正前の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定、改正前の白岡町老人医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定及び改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年7月30日規則第20号）

- 1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成11年3月9日規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月27日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成11年7月1日から適用

する。

附 則（平成12年12月27日規則第32号）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成13年12月25日規則第40号）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年9月26日規則第26号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成14年7月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第26号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日規則第13号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第9号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支

給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 20 年 6 月 24 日規則第 23 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日規則第 32 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の白岡町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則及び第 2 条の規定による白岡町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 21 年 6 月 26 日規則第 16 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 29 日規則第 17 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の白岡町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 24 年 6 月 29 日規則第 21 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号

の改正規定は、同年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第3の規定は、平成23年以後の所得の制限について適用し、平成22年以前の年の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年2月25日規則第3号)

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条、第9条、様式第1号及び様式第2号の規定は、平成24年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成24年8月1日において、この規則による改正後の第5条第2号の規定により、新たに白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年白岡町条例第20号)第2条に定める要件に該当することとなった児童を平成24年8月1日において現に監護し、又は養育している者が、平成25年3月31日までの間に、同条例第5条の規定による受給者証の交付申請をしたときは、白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第14条の規定にかかわらず、受給者証の有効期間の始期は平成24年8月1日とする。

附 則 (平成26年3月31日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成26年1月3日から適用する。

附 則 (平成26年10月1日規則第23号) 抄

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中様式第3号(裏)の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、現に改正前の白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

施行規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 10 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 26 日規則第 38 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、改正後の第 12 条第 1 項、別表第 3 及び様式第 1 号の規定は、平成 30 年以後の所得による制限に適用することとし、平成 29 年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日規則第 7 号）
（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の白岡市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則の様式に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（平成 30 年 9 月 10 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。ただし、同年 7 月以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 12 号）
（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 11 条の規定は、令和 2 年以後の年の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得の計算については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の白岡市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例施行規則の様式に基づいて作成された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則（令和4年3月31日規則第15号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の様式の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

- （1） 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- （2） 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- （3） 平衡機能に著しい障害を有するもの
- （4） そしゃくの機能を欠くもの
- （5） 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- （6） 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- （7） 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- （8） 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
- （9） 1上肢のすべての指を欠くもの
- （10） 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- （11） 両下肢のすべての指を欠くもの
- （12） 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
- （13） 1下肢を足関節以上で欠くもの
- （14） 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- （15） 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態で

あって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第4条関係)

(1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの

(2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

(3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

(4) 両上肢のすべての指を欠くもの

(5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

(6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

(7) 両下肢の足関節以上で欠くもの

(8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

(10) 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

(11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額）

別表第4（第9条、第12条関係）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第5（第9条、第12条関係）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

(表)

⑧ ひとり親家庭等医療費 支給者証交付申請書(現況届) 兼支給者台帳		※支給者証 記号番号		⑥加入状況 医療保険	
フリガナ 氏名		生年月日 明治 大正 年 月 日 昭和 平成		① 国保 ② 組合 ③ 協会 ④ 日雇 ⑤ 船員 ⑥ 共済 ⑦ 後期	
住所		個人番号		世帯主・被保険者・組 合員・加入者の氏名 申請者 との続柄 記号・番号 保険者名 (保険者番号)	
職業		勤務先		保険者所在地 〒 電話 ()	
勤務先所在地		電話 ()		附加給付の有無	
生活保護等の 支給状況		受給(年 月 日から)・ 非受給		年分所得 ⑦ 申請者 a ⑧ 配偶者 b ⑨ 扶養義務者 c d	
② ひとり親家庭等と なった事由		ア 離婚 イ (父、母)死亡 エ (父、母)生死不明 オ (父、母)遺棄 カ 保護命令 キ (父、母)拘禁 ク 未婚の女子の子 ケ 父母死亡 コ その他()		⑩ 同一生計配偶者及び扶養 親族の合計数 (うち老人扶養親族の数 及び特定扶養親族等の数) (老人 人) (特 人) (16~19歳 人)	
③ 家族の 状況		フリガナ氏名 生年月日 個人番号 続柄 同居別居 別居 別居 別居 別居 別居 別居		⑪ 上記以外で12月31日 において申請者によって 生計を維持している児童 人	
④ 児童に障害 があるとき		氏名 障害名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者		※ジェネリック医薬品を希望する旨を受給者証へ記載してよろしいか。 はい・いいえ	
⑤ 振込先 金融機関		銀行 支店 1 普通 口座番号 2 当座 名義人		上記のとおり、ひとり親家庭等医療費 支給証の交付を申請します。 支給事業の現況を届出します。 年 月 日 (宛先) 白岡市長 住所 氏名	
[注] 確認書類欄は、次の書類番号を記入のこと		[1]身障手帳 2療育手帳 3診断書 4特別児童扶養手当証書 5その他()		年分所得 a b c d 円 円 円 円	
⑥ 所得の 状況		氏名 障害名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者		⑫ 所得 額 円 円 円 円	
⑦ 所得の 状況		氏名 障害名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者		⑬ 障害者である 同一生計配偶 者及び親族の 数 障 (人) 円 (人) 円 (人) 円 (人) 円	
⑧ 所得の 状況		氏名 障害名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者		⑭ 障害者・特別障害者 ・寡婦・ひとり親・ 勤労学生 障・特障・寡・ ひ・勤 (人) 円 (人) 円 (人) 円 (人) 円	
⑨ 所得の 状況		氏名 障害名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者		⑮ その他 の控除 円 円 円 円	
⑩ 所得の 状況		氏名 障害名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者		⑯ 社会保険料等相当額 80,000円 80,000円 80,000円 80,000円	
⑪ 所得の 状況		氏名 障害名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者		⑰ 控除後の所得 円 円 円 円	
⑫ 所得の 状況		氏名 障害名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者		⑱ 所得限度額 円 円 円 円	
⑬ 所得の 状況		氏名 障害名 確認書類 手帳等の番号 等 級 発行者		戸籍謄本(抄本) [添付 児童扶養手当証書 住民票 [添付 児童扶養手当証書 所得証明書 [添付 児童扶養手当証書 認定調書 [添付 児童扶養手当証書 養育費申告書 [添付 児童扶養手当証書 健康保険証 [提示]	

[注] 1 ※の欄は記入しないでください。
2 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

〔記入上の注意〕

- 1 ①の欄
 - (1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。
 - (2) 「生活保護等、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方は、「生活保護等の受給状況」欄に記載してください。
- 2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- 3 ③の欄

申請者、児童及び申請者と生計を同じくする人全員について記入してください。
- 4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害者を記入してください。
- 5 ⑤の欄

支給される医療費の振込先金融機関を記入してください。
- 6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。
- 7 ⑦の欄

事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。
- 8 ⑧の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 ⑨の欄

地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族、特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。
- 10 ⑩の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を記入してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の属する年度の日までの児童(障害者の場合は20歳未満の者)をいいます。
- 11 この申請書に下記の書類を添えてください。
 - (1) あなたと児童の健康保険証
 - (2) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
 - (3) 世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
 - (4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書
 - (5) ひとり親家庭等認定調書
 - (6) ②の欄のひとり親家庭等となった事由について、その事実を明らかにできる書類
 - (7) ④に記入の場合は、障害の程度を確認できる書類
 - (8) 養育費申告書
 - (9) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)から(8)までの書類は必要ありません。)

※ この申請書を現況届とする場合は、上記(3)から(5)までと(8)の書類を添えてください。
- 12 申請について、不明な点は担当の職員にお尋ねください。

様式第2号(1)(第13条関係)

㊟ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解 消 理 由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)白岡市長

住所
氏名

様式第2号(2)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童 の父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
(宛先)白岡市長

住所
氏名

様式第2号(3) (第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1身障手帳 2療育手帳 3診断書 4その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1就労している 2就労していない (理 由) 3現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1介護状況(常時監護が必要・その他) 2身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院暦 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)白岡市長

住所

氏名

様式第2号(4) (第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
(宛先)白岡市長

住所
氏名

様式第2号(5) (第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1実父(母) 2義父(母) 3認知した父
遺棄の区分	1父親が家出 2母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1不明 2判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1無 2有(頻度)
仕送り	1無 2有(1)定期的に有り(月 円) (2)時々有り (1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1無 2有(年 月 警察署届出)
離婚の意思	1無 2有 3現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1母親 2父親 3その他()
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1無 2有(抹消予定 年 月 日)
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)白岡市長

住所
氏名

様式第2号(6)(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合)

保護命令の申立てをした 父又は母の氏名	
保護命令を受けた者 (相手)と児童の関係	1 父(母) 2 父(母)の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保護命令決定日	年 月 日
保護命令確定日	年 月 日
保護命令の有効期間	年 月 日
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)白岡市長

住所
氏名

様式第2号(7)(第13条関係)

㊦ ひ と り 親 家 庭 等 認 定 調 書

(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父 又 は 母 の 氏 名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
そ の 他 の 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
(宛先)白岡市長

住所
氏名

様式第2号(8) (第13条関係)

㊦ ひ と り 親 家 庭 等 認 定 調 書

(申請書②の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1不明 (理由) 2判明 氏 名 住 所 妻の有無 1有 2無
子どもの安否を気遣う 電 話、手 紙 等	1有 (1)時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2無
子どもの安否を気遣う 訪 問	1有 (1)時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2無
仕 送 り の 状 況	1有 (1)定期的に有り(月 万円) (2)時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)白岡市長

住所

氏名

様式第2号(9) (第13条関係)

㊦ ひ と り 親 家 庭 等 認 定 調 書

(申請書②の欄「ケ 父母死亡」及び「コ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1死 亡(年 月 日死亡) 2その他
児童の母の状況	1死 亡(年 月 日死亡) 2その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(宛先)白岡市長

住所
氏名

様式第3号（第13条関係）

（表）

<input type="checkbox"/> 親 白岡市ひとり親家庭等 医療費受給者証		<input type="checkbox"/> 現物償還併用		
公費負担者番号				
記号番号				
申請者	住所			
	氏名			
受給者	氏名	続柄	生年月日	給付方法等
一部負担金	通院			
	入院			
	調剤			
食事療養費				
有効期間		年 月 日 から 年 月 日 まで		
現物給付限度額				
年 月 日 白岡市長 <input type="checkbox"/>				

(裏)

注 意 事 項

- 1 この受給者証は、白岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 この受給者証は、受診の都度、保険医療機関等の窓口に表示してください。
- 3 この受給者証では、表面に記載の現物給付を行う保険医療機関以外での受診や柔道整復等の療養費は現物給付の対象となりません。現物給付を行わない保健医療機関で受診した場合、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払い、その領収証を受け取った後当市窓口へ提出してください。
また、現物給付には、保健医療機関単位、月単位で限度額が設定されています。その額を超えた場合には、医療保険制度の自己負担額を窓口で支払、その領収証を受け取った後当市窓口へ提出してください。
- 4 当市から転出後、本受給者証は県内・県外を問わず使用できません。無効となった受給者証を使用した場合、助成した医療費の返還を求めますのでご注意ください。
- 5 学校（幼稚園・保育園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
- 6 未熟児養育医療など他の公費負担医療制度が利用できる場合はそちらを優先してください。
- 7 次の場合は必ず白岡市長に届出をしてください。
 - (1) 転出や死亡などで資格が喪失したとき。
 - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座等に変更があったとき。
 - (3) 他の公費負担制度等の適用を受けることにより医療保険制度の自己負担額を支払わなくてよくなったとき。
 - (4) その他資格登録内容に変更が生じたとき。
- 8 この証は、受給資格を喪失したときは速やかに白岡市長に返してください。
- 9 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診に御理解と御協力をお願いします。

問合せ先

白岡市 課 TEL - -

様式第4号(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
交付申請却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請
については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号の2(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費
支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



次のとおりひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
再 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先)白岡市長

住 所
氏 名

次のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

受給者証記号番号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再交付申請理由	1紛失した 2破いた 3汚した 4その他 (理由を具体的に書いてください。)

(注) 破いたり、又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

(裏)

申請時には、次の点に注意してください。

1 表面の記入について

(1) 加入保険については

被保険者は必ずしも受給者と一致するわけではありません。保険証を確認の上、被保険者名（白岡市国民健康保険の場合は世帯主名）を記入してください。

(2) 交通事故による怪我等の確認について

交通事故等の第三者行為に該当する場合、原則、ひとり親家庭等医療費の対象とはなりません。ただし、全額補助されないなど、ひとり親家庭等医療費の対象となり得る可能性もありますので、ご相談ください。

(3) 同意書欄について

金額にかかわらず全ての申請に同意が必要となります。

2 添付書類について

(1) 申請書1枚につき、同じ医療機関・1か月分の領収書（原本）をまとめてホチキス留めで添付してください。（※ 受診した翌月以降に1か月分の領収書をまとめて市に申請してください。）

(2) 添付する領収書は、次の条件を全て満たした領収書（診療明細は不要）を添付してください。

条件 ① 受給者の氏名 ② 診療年月日 ③ 保険診療総点数
④ 一部負担額 ⑤ 医療機関名

領収書の条件を満たしていない場合・・・

表面の下段部「領収書」の欄を医療機関等に記入いただいた後に申請してください。

(3) 同じ医療機関・1か月分の領収書の合計額が21,000円以上の場合は、保険組合等の支給（不支給）の決定通知書を領収書と併せて提出してください。

領収書・保険組合等からの支給（不支給）決定通知添付欄

ホチキス留めで添付してください。

様式第8号(第19条関係)

ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

第 号

年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費については、次のとおり支給することに決定したので通知します。

1 支給額 円

2 支給方法

あなたの指定金融機関の口座に振り込みました。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日

の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第20条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届

受給者証記号番号						
変更の場合	新氏名	() のため変更)				
	(旧氏名)	()				
	新住所	〒		電話		
	(旧住所)	()				
	(新)勤内容	職業				
		勤務先				
		勤務先所在地				
	(新)加入医療保険	保険の種類				
		世帯主・被保険者・組合員・加入者の氏名		申請者との続柄		
		記号・番号		保険者	符号名称	
		保険者所在地 附加給付の有無	〒	電話		
	(新)個人番号	氏名		個人番号		
		氏名		個人番号		
		氏名		個人番号		
氏名			個人番号			
その他の事項						
変更年月日		年 月 日				
消滅の場合	消滅理由	1 他市(町村)に転出 転出先() 電話 ()				
		2 生活保護等受給 3 死亡 4 ひとり親家庭等でなくなった 具体的理由() 5 その他()				
消滅年月日		年 月 日				
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の申請事項が変更されたので届け出します。 受給資格が消滅						
年 月 日 (宛先)白岡市長 住所 白岡市 氏名						

様式第10号(第21条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので、通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白岡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、白岡市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において白岡市を代表する者は、白岡市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号（第13条、第19条関係）

（令3規則12・令4規則15・一部改正）

様式第2号（1）（第13条関係）

様式第2号（2）（第13条関係）

様式第2号（3）（第13条関係）

様式第2号（4）（第13条関係）

様式第2号（5）（第13条関係）

様式第2号（6）（第13条関係）

様式第2号（7）（第13条関係）

様式第2号（8）（第13条関係）

様式第2号（9）（第13条関係）

様式第2号の2（第13条関係）

（令4規則15・全改）

様式第3号（第13条関係）

（令4規則15・全改）

様式第4号（第13条関係）

様式第4号の2（第13条関係）

様式第5号（第16条関係）

様式第6号（第17条関係）

（令3規則12・一部改正）

様式第7号（第19条関係）

（令4規則15・一部改正）

様式第8号（第19条関係）

（令4規則15・一部改正）

様式第9号（第20条関係）

（令4規則15・一部改正）

様式第10号（第21条関係）

（令4規則15・一部改正）